

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		特定建設作業における改善命令
根拠条例・規則名		騒音規制法
条 項		第 1 5 条 第 2 項
所 管 部 課		環境局 環境共生部 環境対策課 (電話 : 048-829-1332)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定 法令の規定において、不利益処分をするかどうか等の判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされていると認められるため。
	設定等年月日	平成 1 5 年 4 月 1 日 設定 平成 年 月 日 最終改正
備 考		